



# 金沢市公報

号外第24号

平成17年(2005年)7月15日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
監査公表	
監査公表(第21号)	(監査事務局) 1

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により金沢市学校指導課長に関する措置請求の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成17年7月15日

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

収 監 査 第 25 号  
平成17年7月14日  
(2005年)

金 子 吉 晴 様

金沢市監査委員	山	形	紘	一
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	上	田	忠	信
金沢市監査委員	増	江		啓

### 住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成17年5月25日に提出のあった金沢市職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

#### 第1 請求の受付

##### 1 請求人

金沢市北安江4丁目10番10号 金子 吉晴

##### 2 請求書の提出日

平成17年5月25日

##### 3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 請求人の主張要旨

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(以下「無償措置令」という。)第9条は、都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成等に関する重要事項は、選定審議会が調査審議しなければならないことを定めているが、市町村の教育委員会については、この種の審議会の定めはない。

しかし、金沢市は「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会」(以下「採択委員会」という。)という選定審議会と類似の組織を作り、選定審議会と同様の機能を担わせている。

さらに、採択委員会は、実質的な作業を「教科書調査委員会」(以下「調査委員会」という。)及び「各学校における教科書研究委員会」(以下「研究委員会」という。)に担わせ、何らこの義務を果たしていない。

したがって、採択委員会の委員に対しては、何らの報酬も支払われるべきではないにもかかわらず、金沢市学校指導課長 福島 茂は、平成16年度の報酬として収入役をして違法な財務会計行為により260,000円を支出させた。

## (2) 措置要求の要旨

違法な報酬の支出命令を行った学校指導課長は、金沢市がこうむった損害を補填するために、

- ・主的には報酬を受けた採択委員会の委員、鹿野勝彦ほか4名に対し報酬全額の不当利得返還をさせること。
- ・予備的には損害賠償をすること。

今後、違法な報酬の支出を防止するために、違法な財務会計行為の原因である採択委員会、調査委員会及び研究委員会制度を廃止すること。

## 4 請求の要件審査

平成17年5月25日付けで請求のあった本件金沢市職員措置請求書(以下「本件請求」という。)については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成17年6月13日に受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項

監査対象事項については、請求書の記載事項及び請求人の陳述から次のとおりとした。

- (1) 採択委員会に違法性があるか
- (2) 採択委員への報酬は違法な支出に該当するか

なお、請求人は、採択委員会のみならず調査委員会及び研究委員会の廃止を求めているが、調査委員会及び研究委員会の設置により違法な公金の支出が直ちに生じることの具体的な摘示がなく、違法・不当な財務会計上の行為の防止・是正を目的とする住民監査請求の要件を欠くので、調査委員会及び研究委員会については監査対象事項とはしない。

### 2 監査対象部局

監査対象部局を教育委員会学校教育部学校指導課とした。

### 3 書類監査

市長及び教育委員会に監査対象となる採択委員会への報酬の支出に係る関係書類の提出を求め、監査を行った。

### 4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、法第242条第6項の規定に基づき、平成17年6月27日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人が請求の趣旨を補足する陳述を行った。

### 5 関係職員の陳述の聴取

法第242条第7項の規定に基づき、平成17年6月27日に監査対象部局である、教育委員会学校教育部長及び学校指導課長から陳述の聴取を行った。

## 第3 監査の結果

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求は、これを棄却する。

以下、事実関係の確認及び棄却の理由について述べる。

### 1 事実関係の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

#### (1) 採択委員会の設置及び組織

##### ア 採択委員会に係る取扱要綱

採択委員会については、「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱」(平成8年5月8日教育長決

裁。以下「取扱要綱」という。)に以下のとおり定められている。

(目的)

第1条 この要綱は、金沢市教育委員会(以下「教育委員会」という)が、金沢市立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について、公正かつ適正な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「教科用図書」とは、学校教育法第21条第1項(同法40条及び第76条において準用する場合を含む。)及び第107条に規定する教科用図書をいう。

(教科用図書の採択)

第3条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択しようとする場合は、金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会の意見を聴かなければならない。

(金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会)

第4条 第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会(以下「採択委員会」という)を置く。

2 採択委員会は、教育委員会の諮問に応じ、各学校における教科書研究委員会の推薦結果及び教科書調査委員会による報告結果に基づき、教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申する。

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 学校関係者

(3) 金沢市PTA協議会代表

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

3 採択委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

4 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれらを選任する。

5 委員長は、会務を統括する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

第6条 採択委員会の会議は、教育長が召集し、委員長がその議長となる。

2 採択委員会は、専門の事項を調査研究させるため、教科書調査委員会及び各学校における教科書研究委員会を置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月8日から施行する。

イ 平成16年度採択委員会の組織は、学識経験者2名、学校関係者3名、PTA協議会代表3名の計8名となっている。

(2) 平成16年度採択委員会等の会議開催状況

本件請求に係る会議の開催状況は、下表のとおりである。

区 分	開催・出席日時	場 所	出席委員	審 議 事 項
第1回	平成16年6月8日 14:00~16:00	ふるさと偉人館 講座室	8名 (全員)	・教科用図書採択方針について ・教科書採択の仕組み等について ・本採択委員会からの通知文について ・質疑と意見交換
第2回	平成16年7月15日 13:30~18:00	ふるさと偉人館 講座室	8名 (全員)	・種目ごとの調査研究報告 ・種目ごとの審議 (国語、書写、社会、地図、算数)

第3回	平成16年7月21日 13:30～18:00	ふるさと偉人館 講座室	8名 (全員)	・種目ごとの調査研究報告 ・種目ごとの審議 (理科、生活科、音楽、図画工作、家庭、保健) ・答申について
教育委員会 第7回 定例会議	平成16年7月27日 13:00～16:00	本庁舎 第4委員会室	8名 (全員)	・答申書の提出 ・答申内容についての説明

## (3) 採択委員会委員への謝礼金の支出状況

平成16年度における採択委員への謝礼金は、第10款教育費、第1項教育総務費、第2目教育指導費、第8節報償費から委員謝礼として支出され、教育委員会から委嘱を受けた8名のうち、本市小学校の教員を除く5名に対し謝礼金が支給されている。

各会議に係る委員謝礼の支出状況については、下表のとおりである。

区 分	支出負担行為何	支出命令	支払日(資金前渡)	資金前渡精算
1 第1回 採択委員会	平成16年5月28日 (5人分) 65,000円	平成16年5月28日 (資金前渡) 65,000円	平成16年6月7日 65,000円	平成16年6月9日 (支払精算高) 65,000円
2 第2回 採択委員会	平成16年7月6日 (5人分) 65,000円	平成16年7月6日 (資金前渡) 65,000円	平成16年7月14日 65,000円	平成16年7月16日 (支払精算高) 65,000円
3 第3回 採択委員会	平成16年7月15日 (5人分) 65,000円	平成16年7月15日 (資金前渡) 65,000円	平成16年7月20日 65,000円	平成16年7月22日 (支払精算高) 65,000円
4 教育委員会 第7回定例会議	平成16年7月22日 (5人分) 65,000円	平成16年7月22日 (資金前渡) 65,000円	平成16年7月26日 65,000円	平成16年7月27日 (支払精算高) 65,000円

## 2 判断

事実関係の確認及び監査対象部局の説明に基づき、以下のように判断する。

- (1) 「採択委員会の委員に対しては、何らの報酬も支払われるべきではないにもかかわらず、金沢市学校指導課長 福島 茂は、平成16年度の報酬として収入役をして違法な財務会計行為により260,000円を支出させた。」との主張について

請求人は違法支出の理由として、市町村の教育委員会には、無償措置令に審議会等の定めがないにもかかわらず、採択委員会を組織していること、採択委員会は、実質的な作業を調査委員会と研究委員会に担わせ、義務を果たしていないこと、を挙げている。

市町村の教育委員会には、法令等に基づく審議会等の定めがないにもかかわらず、採択委員会を組織していることについては、次のように判断する。

非財務会計行為である採択委員会の設置と財務会計行為である採択委員会に出席した委員への謝礼金の支出とは、密接な関係があり、採択委員会の設置が違法なものであれば、委員への謝礼金の支出に違法性が承継することも考えられる。

このような違法性の承継について、判例において「公金支出(より一般的にいえば財務会計上の行為)の原因となる非財務会計上の行為の違法性は、それが重大かつ明白な場合に限りて当該公金支出にその差止めを根拠づけるだけの違法性をもたらし、それ以外のときはそのような違法性をもたらさない。」(昭和63年11月2日

松山地裁判決)と判示されていることから、採択委員会の設置に重大かつ明白な違法性があるかについて検討する。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下「無償措置法」という。)第10条で「都道府県の教育委員会は、市町村の教育委員会の行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならない。」と規定され、教科書の採択は市町村の教育委員会の行う事務とされている。

しかし、市町村教育委員会の教科書採択事務の具体的な方法に関する法令の定めがない状況である。

そこで、本市教育委員会においては、前述第3の1の(1)のように採択委員会を設け、採択委員会の意見を聴しながら、教科書の公正かつ適正な採択を期している。

このような本市教育委員会における教科書採択の公正かつ適正を図る事務の進め方は、国からの通知文(平成14年8月30日「教科書制度の改善について(通知)」)における「保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実として、教科用図書選定審議会や採択地区に設けられる選定委員会等への保護者の参画をより一層促進すること。」の趣旨にも合致するものであり、本市の採択委員会の目的及び性格は、国が発行している冊子(平成17年3月「教科書制度の概要」)において「図3 義務教育諸学校用教科書の採択の仕組み」に採択地区内市町村教育委員会の下部組織として明記されている選定委員会と同じである。

したがって、本市の採択委員会の設置が無償措置法の趣旨に照らし重大かつ明白な違法性を有するとは言えず、むしろ適切な措置と言うべきであり、採択委員会に出席した委員への謝礼金の支出に違法性の承継は認められないと判断する。

採択委員会は、実質的な作業を調査委員会と研究委員会に担わせ、義務を果たしていないことについては、次のように判断する。

採択委員会の会議録及び教育委員会第7回定例会議の会議録を閲覧し、審議内容等について確認したところ、会議の開催については、前述第3の1の(2)に記載のとおりであり、調査委員会及び研究委員会の報告書並びに教科書展示会の保護者等の意見をもとに審議を重ね、種目ごとに教科書採択に係る意見をとりまとめ、教育委員会に答申しており、採択委員会はその職責を十分に果たしていると判断する。

なお、謝礼金の支出については、金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)等の関係法令を遵守し、採択委員会の会議等の終了後、支給対象委員に支給されており、適正に執行されていた。

以上のとおり、教科用図書採択委員会委員への報酬の支出については、違法な公金の支出があったと認めることができず、請求人の措置要求の要旨には、理由がないものと判断する。

- (2) 措置要求の要旨 「今後、違法な報酬の支出を防止するために違法な財務会計行為の原因である採択委員会、調査委員会及び研究委員会制度を廃止すること」について

(1)で述べたように、本市の採択委員会の設置は重大かつ明白な違法性を有するとは言えず、むしろ適切な措置と言うべきであることから、その廃止を求める措置要求には理由がないものと判断する。

別紙

#### 金沢市職員措置請求書

金沢市学校指導課長 福島 茂に関する措置請求の要旨

### 1 請求の要旨

#### (1) 請求の内容

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(以下「無償措置令」という。)9条は、「都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成……に関する重要事項」は、選定審議会が調査審議しなければならないことを定めているが、市町村の教育委員会については、この種の審議会の定めはない。

しかし、金沢市は「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会」(以下「採択委員会」という。)という選定審議会と類似の組織を作り、選定審議会と同様の機能を担わせている。



さらに、採択委員会は、実質的な作業を「教科書調査委員会」(以下「調査委員会」という。)及び「各学校における教科書研究委員会」(以下「研究委員会」という。)に担わせ、何らこの義務を果たしていない。

したがって、採択委員会の委員に対しては、何らの報酬も支払われるべきではないにもかかわらず、金沢市学校指導課長 福島 茂は、平成16年度の報酬として収入役をして違法な財務会計行為により260,000円を支出させた。

よって請求者は、金沢市学校指導課長 福島 茂について、違法な公金の支出があると認めるので、地方自治法242条1項に基づき監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって金沢市がこうむった損害を補填するために、主的には報酬を受けた採択委員会の委員、鹿野勝彦ほか4名に対し報酬全額の不当利得返還の請求をすること、予備的には金沢市学校指導課長 福島 茂に対し損害賠償の請求をすることを求めるとともに、また、今後、当該行為を防止するために違法な財務会計行為の原因である採択委員会、調査委員会及び研究委員会制度の廃止を求めるものである。

## (2) 採択委員会の設置

無償措置令8~10条は、

「(教科用図書選定審議会の設置期間)

第八条 教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)を置く期間は、四月一日から八月三十一日までとする。

(選定審議会の所掌事務)

第九条 選定審議会は、都道府県の教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び必要と認めるときは、これらの事項について都道府県の教育委員会に建議する。

一 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会……の行う教科用図書の採択に関する事務について都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他指導、助言又は援助に関する重要事項

二 都道府県の設置する義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する事項

(選定審議会の委員)

第十条 選定審議会の委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。この場合において、第一号に掲げる者のうちから任命される委員の数は、委員の定数のおおむね三分の一になるようにしなければならない。

一 義務教育諸学校の校長及び教員

二 都道府県の教育委員会の事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員並びに市町村の教育委員会の委員、教育長及び事務局に置かれる指導主事その他学校教育に専門的知識を有する職員

三 教育に関し学識経験を有する者

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定審議会の委員となることができない。」

と定めている。

これにならってか、金沢市教育委員会は、「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱」(以下「採択取扱要綱」という。))を定め、その3~6条で、

「(教科用図書の採択)

第3条 教育委員会は、金沢市立義務教育諸学校で使用する教科用図書を採択しようとする場合は、金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会の意見を聴かなければならない。

(金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会)

第4条 第1条の目的を達成するため、金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会(以下「採択委員会」という)を置く。

2 採択委員会は、教育委員会の諮問に応じ、各学校における教科書研究委員会の推薦結果及び教科書調査委員会による報告結果に基づき、教育委員会に教科用図書の採択に係る意見を答申する。

第5条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 学校関係者

(3) 金沢市PTA協議会代表

第6条 採択委員会の会議は、教育長が招集し、委員長がその議長となる。

2 採択委員会は、専門の事項を調査研究させるため、教科書調査委員会及び各学校における教科書研究委員会を置く。」

と定めている(事実証明書1)。

これによる採択委員会の委員は、平成16年度においては、8名が委嘱されていた(事実証明書2)。

また、6条2項の調査委員会については、金沢市内の小学校の教員42名で構成されていた(事実証明書3)。

(3) 金沢市教育委員会の違法性

イ. 採択委員会の違法性

採択委員会は、無償措置令9条に違反している。その理由は、

・無償措置令9条では選定審議会は都道府県にしか設置することが規定されていないので、市町村教育委員会は教科書の採択を一元的に実施しなければならないが、金沢市は採択取扱要綱という法規範でないものを根拠に採択委員会を独自に設置していること、

・仮に採択委員会を選定審議会の市町村版としてその設置を是認するとしても、無償措置令9条1号により「都道府県の教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成……に関する重要事項」は選定審議会が調査審議しなければならないのであるが、採択取扱要綱4条2項は「各学校における教科書研究委員会の推薦結果及び教科書調査委員会による報告結果に基づき」としており、実質的な作業を研究委員会及び調査委員会に委ねている。

実際に、採択委員会が作成した「平成17年度～20年度使用金沢市立小学校教科用図書採択に係る答申」を見ても、採択委員会は調査委員会及び研究委員会の報告を鵜呑みにして、短時間、審議しただけで答申内容を決定していること(事実証明書4)、である。

また、採択委員会には教科書展示会における意見の取扱いに通達違反があるので、結果として採択委員会の手続は、無償措置法13条1項違反となる。

すなわち、教科書展示会には教員が特定の政治的立場から組織的に新教科書に対する意見を提出している。この意見は最終的に採択委員会に送られるのであるが、採択委員会はこの教員の意見を一般人の意見と区別することなく、参考にしているようである。

しかし、この取扱いは重大な通達違反である。文部科学省は、「平成14年8月に各都道府県教育委員会に対して、調査研究のための資料の充実、市町村教育委員会と採択地区との関係の明確化、静ひつな採択環境の確保など、採択のより一層の改善に努めるよう」通知した(事実証明書11)。

石川県教委から金沢市教委への通達年月日は不明であるが、同様の内容で通達されているものと思われる。

この「教科書制度の改善について」検討のまとめ(概要)(抄)は、「1 調査研究の充実に向けた条件整備について」において、「(4) 保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実に図る観点から、教科用図書選定審議会等への保護者の参画の促進や高等学校における学校評議員の活用などが必要。」とするとともに、「2 採択手続の改善について」において、「(5) 開かれた採択の一層の推進を図るため、採択結果や理由などの採択に関する情報のより積極的な公表に努めるとともに、採択への保護者の参画をより一層進めていくことが必要。」としている。これらを考え合わせると、教科書展示会における意見募集は、「教科用図書選定審議会等への保護者の参画の促進」の補完措置として採用されていることが明らかである。

ところで、地方自治法117条の「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、……自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。」や199条の2の「監査委員は、……自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、監査することができない。」から明らかなように、ある集団で議決を行う場合には、利害関係者は議事に参加することができないことが原則である。

したがって、教科書展示会における意見を取り扱う際に、利害関係者である教員の意見と一般人の意見を何ら区別することなく同列に扱うことは、結果として、一般人の意見を軽度に取り扱っていることになり、上記通達の「採択への保護者の参画をより一層進めていくこと」に違反しているものである。

本来の取扱いのあり方としては、教員の意見は最初から別扱いとし、これを採択委員会に出席する現任教員に交付し、彼らがそれを参考としつつ、自らの意見として表明すべきである。

以上のとおりであるので、採択委員会には教科書展示会における意見の取扱いに通達違反があるので、結果として採択委員会の手続は無償措置法13条1項に定める「都道府県内の義務教育諸学校(都道府県立の義

務教育諸学校を除く。)において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、……行なうものとする。」に違反している。

#### ロ. 調査委員会及び研究委員会の違法性

仮に何らかの理由で採択委員会がその職務の一部を下部組織に委任しなければならないとしても、調査委員会及び研究委員会の存在そのものが無償措置令10条1項に違反しているので、調査委員会及び研究委員会に委任することは合法性を持つことはあり得ない。その理由は、

- ・ 調査委員会及び研究委員会は無償措置令がそもそもその設置を予定していない存在であること、
  - ・ 採択委員会の委員には、すでに「学校関係者」が3名入っており、調査委員会及び研究委員会という存在が不要であること、
  - ・ 仮に何らかの理由で必要であるとしても、調査委員会及び研究委員会は採択委員会の下部組織であるから、採択委員会自体が任命すべきであるが、そのようにしている形跡がないこと、
  - ・ 採択委員会の委員には「義務教育諸学校の校長及び教員」が「おおむね三分の一」の制限があるのであるから、その下部組織である調査委員会及び研究委員会にもこの制限は適用されるべきであるが、現状はすべてが教員であり、この制限に違反していること、
- である。

#### (4) 金沢市学校指導課長 福島 茂の違法性

採択委員会の委員は上述のとおり「教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成……に関する重要事項」の調査審議という自らの職務の核心部分を果たしていないのであるから、当該委員は勤務したとは言えず、当該委員に対しては何らの報酬も支払われるべきではない。

しかるに、金沢市学校指導課長 福島 茂は、当該委員が勤務していないにもかかわらず、当該委員が勤務したとして、虚偽の内容の支出命令書を決裁するという違法な財務会計行為を行った。

これにより、収入役は欺罔され、当該委員に対し後述のとおり報酬を支出した（収入役は欺罔によって錯誤に陥り、違法行為に加担したのであるから、責任は阻却される。）

よって、収入役をして採択委員会の委員に対し支払うべき理由のない報酬を支払わせた金沢市学校指導課長 福島 茂の行為は、当該支出負担行為に係る債務が確定していないにもかかわらず支出させたのであるから、地方自治法232条の4第2項（「出納長又は収入役は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。」）に違反している（非身分者も共犯となりうることは、刑法65条1項に定めるとおり）。

なお、この点に関して、論者の中には、「地方自治法第203条は、地方公共団体の審議会委員に対し、その勤務日数に応じて報酬を支給しなければならないことを定め」ているから、「職務のための出席1日について」報酬を支給することは、違法ではないとする者がある。

しかし、この考えは明らかに不合理である。地方自治法が定めているのは、あくまで「その勤務日数に応じて」であって、単なる出席は勤務していないことになるのは自明である。

また、論者の中には、「審議会委員に対する報酬の性格については、「その者が職務に従事したことに対する対給付としての性格を有するものである。よって、委員に対して報酬を支給するに当たっては、委員が職務に従事したか否かを検討すれば足り、審議会の手続・審議内容等が違法であったとしても、そのことにより委員がおよそ「職務に従事した」と評価できない特段の事情が存する場合でない限り、委員に対する報酬支給が違法となることはない」（平成10年10月23日名古屋地裁判決・確定）と解されているところである」から、出席したことをもって報酬を支給したとしても違法ではないとする者もある。

しかし、この考えも明らかに不合理である。本件で問われているのはまさに「職務に従事したか否か」であって、請求者は採択委員会の委員は「教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成……に関する重要事項」の調査審議という自らの職務の核心部分を果たしていないのであるから、職務に従事したとは言えないと主張しているのである。

#### (5) 損害額

無償措置令9条1号にあるとおり、「教育委員会の行う採択基準の作成、選定に必要な資料の作成……に関する重要事項」の調査審議は、採択委員会の委員の職務の核心部分であり、これ以外の職務はすべてこれの延長上にあるものであるから、損害額は委員に対する報酬の全額である。



金沢市学校指導課長 福島 茂は、収入役をして当該委員に対し、下表のとおり報酬を支出させた。

支出年月日	支出額 (円)	支 出 先	事実証明書
平成16年6月7日	65,000	鹿野 勝彦, 早川 芳子, 米井 裕一, 鷹栖 英子, 斉藤 佳都美	5
平成16年7月14日	65,000	同上	6
平成16年7月20日	65,000	同上	7
平成16年7月26日	65,000	同上	8
計	260,000		

よって、損害額は、260,000円である。

また、採択委員会、調査委員会及び研究委員会制度の廃止を求めることに関しては、「非財務的な教育行政の執行に関することであり、住民監査請求の対象とは認められないものである」とする論者がある。

しかし、この考え方は、明らかに不合理である。請求者がこれを求めるのは、これらの委員会の存在が違法な財務会計行為と表裏の関係にあるので、今後、同種の損害の再発を防止するためであって、まさに、地方自治法242条1項に定める「当該行為を防止……するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」の内容そのものである。

## 2 請求者

住所 〒920 - 0022 金沢市北安江4丁目10番10号  
 職業 政策コンサルタント  
 氏名 金子 吉晴  
 電話

右地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成17年5月25日

金沢市監査委員 殿

以上

## 事 実 証 明 書

1. 「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱」金沢市教育委員会
2. 「平成16年度金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会委員」金沢市教育委員会
3. 「平成16年度 教科書調査員」金沢市教育委員会
4. 「平成17年度～20年度使用金沢市立小学校教科用図書採択に係る答申」  
 (抜粋) 金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択委員会  
 資料A - 1 「教科書調査委員会観点別調査報告書」(抜粋)  
 資料A - 2 「教科書調査委員会報告まとめ」(抜粋)  
 資料B 「各小学校における教科書研究委員会意見一覧表」(抜粋)
5. 「支出命令書」(平成16年6月7日支払い分)
6. 「 ” ” 」(平成16年7月14日 ” ” )

7. 「 ” 」(平成16年7月20日 ” )
8. 「 ” 」(平成16年7月26日 ” )
9. 「平成17年度 役員名簿」石川の教育を考える県民の会
10. 平成17年2月21日付け「要望書」石川の教育を考える県民の会
11. 「教科書制度の概要」中の「6. 教科書採択の方法」の「6. 採択の改善」  
文部科学省HPより

平成17年(2005年)7月15日 印刷  
平成17年(2005年)7月15日 発行

発行人  
発行所  
印刷者 石川県金沢市玉銚4丁目166番地  
印刷所 石川県金沢市玉銚4丁目166番地

定価 120円

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
前 川  
(株) 共 栄